

- 及び斜線高度地区については( )に都市計画で定められた高さの最高限度をメートルで表示した。国立公園、国立公園及び県立自然公園については( )に普通地域、特別地域の別を表示し、特別地域についてはその種別も表示した。
11. 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日(1997年7月1日)における状況により行った。
  12. 地価公示の標準地と同一地点である基準地については、基準地番号の右に※印を付し、さらに別表により再掲し、地価公示(平成19年1月1日時点)の標準地番号及び価格を表示した。
- (林地)
1. 「(8) 基準地の10メートル当たりの価格」欄には、当該土地に立木等がないものとしての価格を表示した。
  2. 「(4) 基準地の地積」欄には、土地登記簿に登録されている地積を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。
  3. 「(5) 基準地の利用の現況」欄には、基準地が現実利用されている状況について、林地の現況及び( )内に樹種を表示した。
  4. 「(7) 交通接近条件」欄には、次により表示した。
    - (1) 「基準地から搬出地点までの搬出方法、距離」欄は、搬出方法は、人力、集材機、鉄索、林(公)道隣接等のうち、通常考えられる方法を表示し、距離は基準地の中心部からの距離を表示した。
    - (2) 「搬出地点の道路の状況」欄は、道路の種類及び幅員を表示した。
    - (3) 「最寄駅及び距離」欄は、最寄駅名、駅名及び基準地から駅までの道路距離を表示した。
    - (4) 「最寄集落及び距離」欄は、最寄集落名及び基準地から最寄集落までの道路距離を表示した。
  5. 「(8) 公法上の規制」欄においては、都市計画法、森林法、自然公園法等の法令に基づく公法上の規制を次により表示した。
    - (1) 都市計画法
      - 市街化調整区域……………「調区」
      - 都市計画区域外……………「都計外」
    - (2) 森林法
      - 保安林……………保安林地域森林計画対象民有林……………地森計
    - (3) 自然公園法、自然環境保全法等
      - 国立公園……………国立公園
      - 国立公園……………国立公園
      - 国立公園……………国立公園
      - 自然環境保全地域……………環保
      - 自然環境保全地域……………(県)環保
      - 自然環境保全地域……………風致地区
      - 普通地域……………(普通)
      - 特別地域(第○種)……………(特別○種)
  6. 「(9) 地域の特性」欄は、林地の類型を次の区分により表示した。
    - (1) 都市近郊林地……………市街地の形態を形成している地域の近郊にある地域をいい、市街地の宅地化の影響を受けている地域
    - (2) 農村林地……………農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する地域をいい、一般に農業を主に、林業を兼ねている地域
    - (3) 林業本場林地……………林業の中心にある地域または地方の有名林業地で、有名林業地としての銘柄またはこれに準ずる用材を生産している地域
    - (4) 山村奥地林地……………交通機関から判断して最も不便な山村奥地に属する地域
  7. 表示は、基準地の価格判定の基準日(平成19年7月1日)における状況により行った。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三二一〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三(代)

本誌は再生紙を使用しています。